

令和7年7月28日

法務省民事局民事第二課 御中

日本司法書士会連合会  
会長 小澤吉徳

「不動産登記規則等の一部を改正する省令案の概要」に関する意見

当連合会は、標記について、次のとおり意見を申し述べる。

**第1 改正の趣旨**

不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第18条第1号の受付帳の制度趣旨は、登記所内部での登記事務処理の円滑化にあるが、現在、登記事務は全てデジタル化されており、受付帳の記録事項のうち、「登記の目的」及び「申出の目的」並びに「不動産所在事項」は、登記事務処理において不必要となっている。

そこで、受付帳の様式を見直して業務の適正化と効率化を図るものである。

**【意見】**

賛成する。

**【理由】**

不動産登記規則第18条第1号の受付帳の制度趣旨に鑑み、業務の適正化及び効率化が図られることが重要である。登記事務のデジタル化が進展しており、不必要な事務処理の削減を行うことが、業務の適正化及び効率化に資すると考えられる。

また、システム改修に要する期間や国民への周知期間を踏まえると、施行時期についても妥当であると想定されるので賛成である。

以上